

広島県告示第八百九十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によつて、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道東広島向原線	東広島市八本松東三丁目一四〇番一地先から 東広島市八本松飯田二丁目二二一四番六地先まで

二 指定する期日

令和八年九月一日